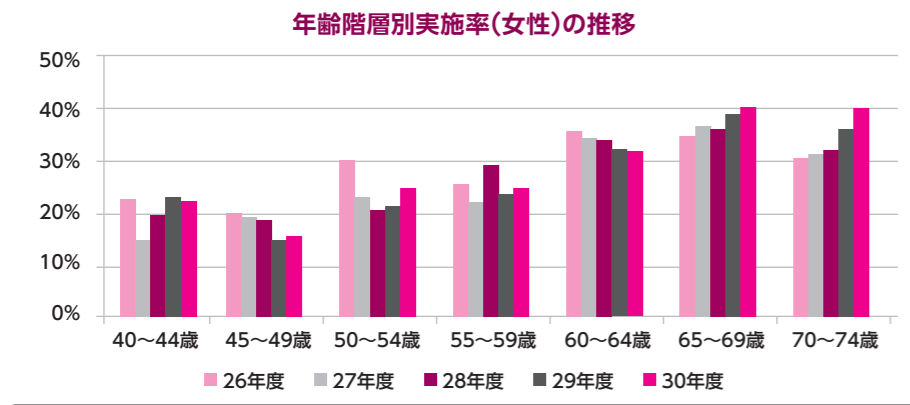
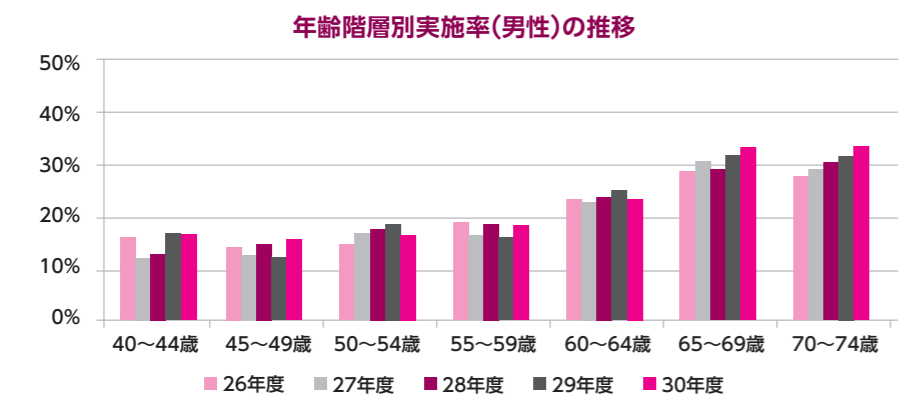
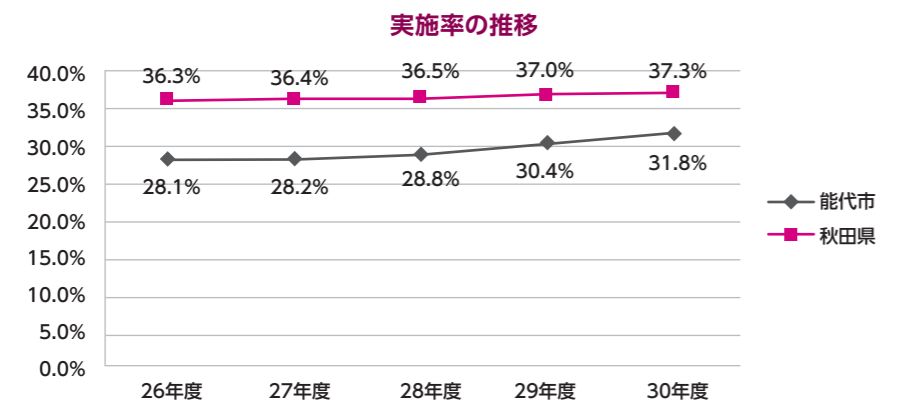


## 能代市国保の特定健康診査の実施状況



◇能代市国保の特定健康診査の実施率は、毎年少しずつ伸びていますが、秋田県の平均よりもまだ低い状況になっています。

◇男女別で見ると、男性の受診率が低くなっています。

◇年齢階層別に見ると、年齢が若い人の受診率が低くなっています。

生活習慣病は、知らず知らずのうちに症状が進行していることがあります。  
1年に1度、無料の特定健康診査を受けて、自分のからだの状態を確認しましょう。



## 令和2年度の特定健診受診券は4月中旬以降に送付します

### 《受診方法》

- ①医療機関に直接お申し込みください**  
○県内の主な医療機関で受診できます。対象医療機関は受診券裏面や市のホームページに掲載しています。不明な点は、国民健康保険係(☎89-2166)までお問い合わせください。
- ②健康診査を受診**  
○受診料は無料です。  
○『受診券』と『保険証』を忘れずに持参しましょう。  
○前日夜9時から、飲食せずに受診しましょう。
- ③受診結果を受領**  
○送付に2カ月ほどかかる場合があります。  
○結果により特定保健指導(無料)をご案内します。

※ 特定健診は40歳から74歳までの被保険者が対象です。  
※ 4月上旬から受診できる場所もあります。受診券が届く前に受診する場合は、市から医療機関へ連絡しますので、予約した医療機関名、受診日を国民健康保険係(☎89-2166)までご連絡ください。

# のしらの国保

令和2年 3月25日 発行

【発行】 能代市市民福祉部 市民保険課  
【問い合わせ】 国民健康保険係 電話89-2166

## 国保への加入・脱退の手続きはお早めに!

春は進学や就職など異動の季節です。能代市への転入や他の市区町村への転出、会社の健康保険に入ったとき、退職して会社の健康保険を抜けたときなどは、**14日以内**に国保の加入・脱退の手続きをしましょう。お早めに市役所窓口で手続きをお願いします。

	どんなとき	必要なもの(ほかに下記の共通して必要なものがあります)
国保に加入する(入)とき	他の市区町村から転入してきたとき	—
	子どもが生まれたとき	預金通帳、合意文書または領収書、出産費用明細書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	会社等の健康保険を抜けたとき 被扶養者に該当しなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
国保を脱退する(抜ける)とき	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	会社などの健康保険に入ったとき 被扶養者になったとき	国保の保険証、会社の新しい保険証 または加入を証明できるもの
	死亡したとき	保険証、喪主の預金通帳
	生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	大学など学校へ入るために子どもが他の市区町村へ転出したとき※	保険証、在学証明書

退職後の健康保険への加入については2ページにフローを掲載していますので、ご確認ください。

※ ㊦と表示されている保険証を持っている人は、有効期限が令和2年3月31日までとなっていますので、令和2年4月1日以降も引き続き在学するときは、更新の手続きが必要です。

## 共通して必要なもの

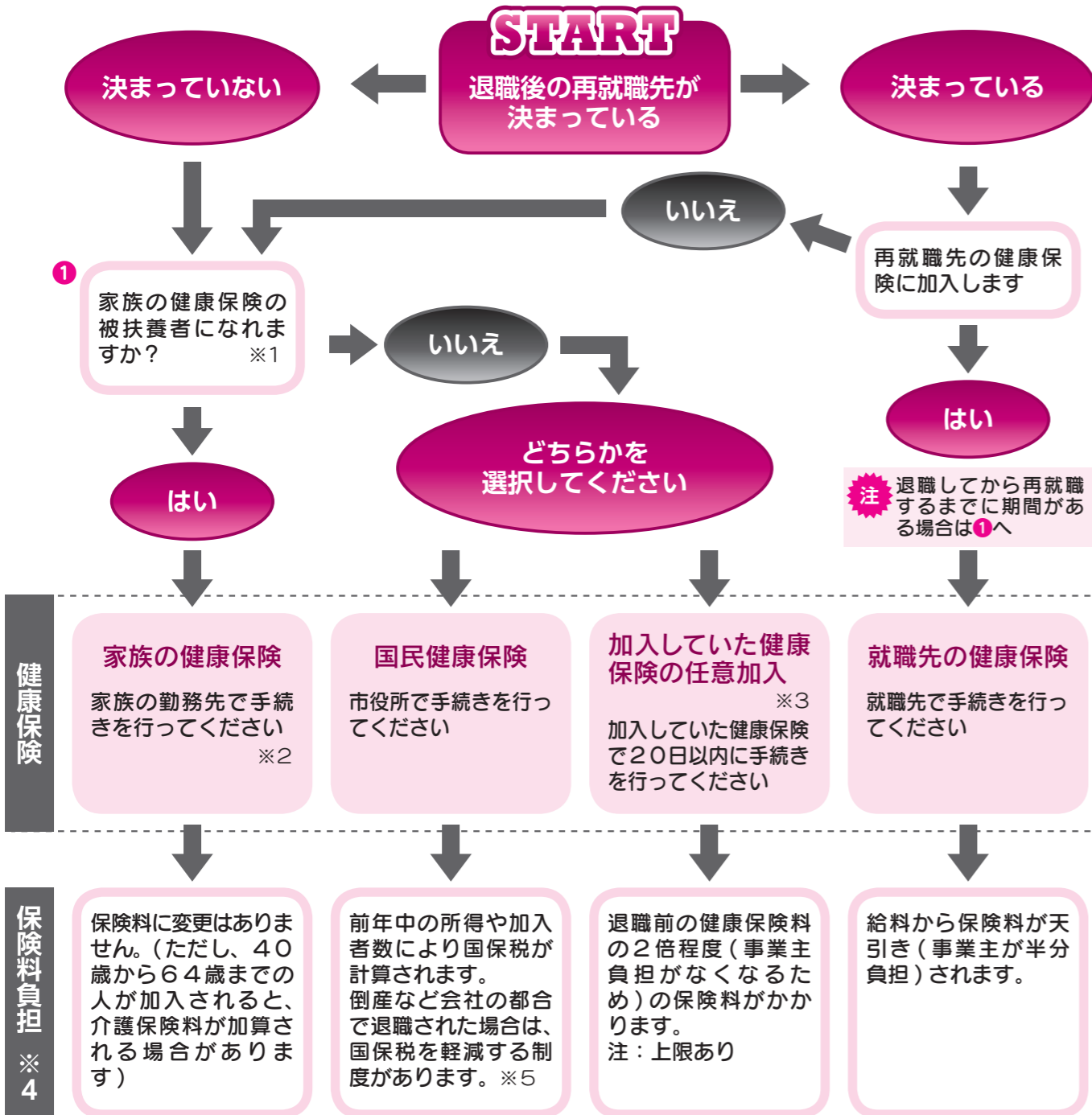
- ①マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主と対象者の両方が必要です)
- ②印かん
- ③本人確認書類
  - 1点でよいもの … 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カードなど
  - 2点が必要なもの … 医療受給者証、健康保険被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など

※別世帯の人が代理で手続きする場合、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

**届け出窓口** 市民保険課国民健康保険係(新庁舎①~④番窓口) ☎89-2166  
二ツ井地域局市民福祉課市民国保係(二ツ井町庁舎②番窓口) ☎73-2114

# ～退職後の健康保険加入について～

会社などを退職すると、退職日の翌日からそれまで使っていた保険証は使えなくなります。退職後は、次のいずれかの健康保険に加入しなければなりません。フローを確認のうえ、加入すべき健康保険の手続きを行ってください。



※1 年間収入(今後1年間の収入見込額)が130万円未満(60歳以上の人は180万円未満)であり、家族の健康保険加入者の年間収入の半分未満であれば家族の健康保険の被扶養者になれる場合があります。詳しくは、家族の勤務先などへご確認ください。

※2 失業保険の受給中は、被扶養者になれない場合があります。

※3 勤めていた健康保険を2年間継続できます。(この制度がない健康保険もあります) 加入するには継続して2カ月以上の被保険者期間があるなどの要件があります。詳しくは継続する健康保険へご確認ください。

※4 被保険者は、月末に加入している健康保険の保険料(税)を負担します。

※5 国保税の試算については、税務課国保係(☎89-2167)にお問い合わせください。

# 国保への加入や脱退手続きなどについてお答えします!!

会社を辞めたときや被扶養者でなくなったときに、国民健康保険に加入したいのですが、どうしたらいいですか?

保険証

会社を辞めたときや被扶養者でなくなったときは、健康保険の資格を喪失してから14日以内に国民健康保険の加入手続きを行ってください。なお、届け出が遅れた場合でも、加入する資格が発生した日にさかのぼって、国民健康保険に加入することになります。

### 【加入手続きに必要なもの】

- ・健康保険資格喪失証明書(勤務先の健康保険を喪失した証明書) ※
  - ・印鑑
  - ・マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主と対象者)
  - ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ※健康保険資格喪失証明書は、お勤めされていた会社などからお取り寄せください。



健康保険資格喪失証明書がまだ手元になく、国民健康保険の加入手続きができない間に、病院に行かなければならなくなったらどうしたらいいですか?

医療機関に国民健康保険の加入手続き中であることを伝えて、手続き後に保険証をご提示ください。

医療費の全額(10割)を支払った場合は、領収書を添付し請求することにより保険者負担分(7割~8割)の払い戻しを受けることができます。



健康保険の資格喪失後に、以前の保険証を使って病院で受診してしまった場合、どうしたらいいですか?

すぐに新しい保険証を医療機関に提示し、健康保険が変わったことをお話しください。

医療機関は、保険者負担分である7割~8割分の医療費を健康保険の保険者に請求します。喪失後の保険証を使用した場合、以前加入していた健康保険より医療費の返還を求められる場合があります。



社会保険に加入しましたが、国保の資格を喪失する手続きをしないといけませんか?

社会保険に加入したら、国保の資格喪失手続きをしましょう。

手続きをしないと、国保税と健康保険料の両方を納める状態になってしまいます。新しい健康保険の保険証が届きましたら、国保の資格を喪失する手続きにおいでください。

